

令和6年度 春休み特別学童クラブについて

- 1 目的 春休み中の留守家庭児童の保護及び健全育成を図るため、特別学童クラブの開設を予定しています。**（申込者がおおむね10名とならない場合は開設しません。）**

- 2 開設場所、期間（土・日・祝日は除きます。）

※富県小学童クラブは特別学童クラブの開設がないため、他クラブでの受け入れとなります。

※6年生は、3月31日まで利用可能です。

開設予定学童クラブ	開設予定日
伊那東小	3月18日（火）～4月3日（木）
伊那小、伊那北小、伊那西小、新山小、美簗小、手良小、東春近小、西箕輪小、西春近北小、西春近南小、高遠小、高遠北小、長谷小	3月17日（月）～4月3日（木）

※春休み特別学童クラブは、入学式前日までが開設日となります。

現段階では入学式の日程が未定のため、決定次第、入学式前日までを春休み特別学童クラブと決定しますので、入学式前日まで利用を希望される方は、4月3日までの全ての日程(利用しない日が明らかな場合は申込み不要)をお申込みいただきますようお願いいたします。

- 3 開設時間

午前7時45分～午後6時（迎え：午後6時30分 厳守）

送迎は、保護者の責任で行ってください。お子様のためにも、開所時間前に児童のみ放置していくことは、絶対にしないでください。

- 4 対象児童

春休み中、家族等が就労等で不在のため、適切な保護を受けられない児童

- 5 使用料

・春休みのみ利用希望児童

基本額3,000円（1人当たり）（2人目以降減免あり）と、申込日数×300円の合計額

・通常学童クラブへ入所している児童

通常の基本額と、申込日数×300円の合計額

※特別学童クラブは申込み人数（おおむね10名程度）により開設を決定します。

現段階では開設を確約できませんので、ご了承ください。

特別学童クラブを開設しなかった場合は、改めてお知らせします。

- 6 持ち物

昼食・水筒・ハンカチ・おやつ（100円程度のもの）・上履き・帽子・防寒具等

- 7 申込期限 ※締切り日以降は受付できませんので、ご注意ください。

1月31日（金） 厳守

8 提出先
学童クラブ又は市役所生涯学習課

9 提出書類

□今年度（令和6年度）学童クラブを一度も利用したことがない場合

- ① 利用申込書 （世帯で1枚）
- ② 伊那市学童クラブ入所申請書 （児童1人に1枚）
- ③ 就労等証明書 （父母各1枚）
自営業の方は、事業開業届の写しまたは、直近の
確定申告書等の写が必要です。
- ④ 祖父母等が保育できない申立書 （世帯に1枚）
75歳以下の祖父母が伊那市内在中の世帯のみ

全ての書類が揃ってからの受付となります。書類が不足している場合は受付できませんのでご注意ください。

□今年度（令和6年度）退所された方で、春休み特別学童クラブを利用希望の場合

- ① 利用申込書 （世帯で1枚）
- ② 伊那市学童クラブ入所申請書 （児童1人に1枚）

※保護者の就労状況に変化があった場合は、③の就労証明書も合わせてご提出ください。

□通常学童入所中の児童、今年度夏休み・冬休みを利用した児童

- ① 利用申込書 （世帯で1枚）

10 その他

- ・春休み特別学童の全ての利用をキャンセルする場合は、取り下げ書の提出をお願いします。（期限については決定通知書に記載します。期限後は使用料（基本額）が発生します。）
- ・申込日に欠席する場合は、前開設日（土日をはさむ場合は金曜日）の午後6時までに、必ず学童クラブに連絡をお願いします。指導員が不在の場合は、留守番電話にメッセージの登録をお願いします。期限までに連絡がない場合は、使用料（1日300円）が発生します。（※連絡先は市役所ではありません。市役所日直にご連絡いただいても、使用料は発生します。）
- ・欠席の連絡がない場合、出欠確認等により学童クラブの運営に支障をきたすため、今後の利用を相談させていただくことがあります。
- ・使用料等の未納がある場合は、入所を許可できません。
- ・初めて利用する児童は、学童クラブの見学が必要です。学童クラブへ直接予約をしてください。通常学童クラブと異なるクラブへ初めて行く場合も、見学が必要です。
- ・学童クラブは集団生活の場であるため、支援員の指示を聞けない等、集団生活のルールが守れない児童は、受け入れができない場合があります。

担 当	生涯学習課青少年係 久保田・浦野
電 話	0265-78-4111 内線2722・2723
F A X	0265-72-4142